

平成31年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第4号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成31年3月7日（木）

午前10時 開 議

【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第1号審査】

日程第2 議案第2号 平成31年度葛巻町一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第3号 平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算・・・・・・ 37

日程第4 議案第4号 平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算・・・・・・ 42

日程第5 議案第5号 平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・・ 42

日程第6 議案第6号 平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算・・・・・・ 43

日程第7 議案第7号 平成31年度葛巻町水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

平成31年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第4号） 輝くふるさと常任委員会

議会3月定例会議 議事日程告示年月日	平成31年2月21日（木）			
定例会議再開年月日	平成31年3月1日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成31年3月7日（木） 開議10時00分 散会14時37分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
			姉 帯 春 治	○
	山 崎 邦 廣	○	山 岸 はる美	○
	大 平 守	○	辰 柳 敬 一	○
	柴 田 勇 雄	○	高 宮 一 明	○
	鈴 木 満	○	中 崎 和 久	—
会議録署名委員	大 平 守		姉 帯 春 治	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉	議会事務局総務係長	村 木 晋 介

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	農林環境エネルギー課長	山 下 弘 司
	副 町 長	觸 澤 義 美	建設水道課長	中 山 優 彦
	教 育 長	吉 田 信 一	教育委員会事務局教育次長	石 角 則 行
	農業委員会会長		病院事務局長	松 浦 利 明
	代表監査委員		農業委員会事務局長	千 葉 隆 則
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	大川原 洋 一
	政策秘書課長	服 部 隆 行	政策秘書課室長	波 紫 徳 彰
	住民会計課長	村 中 英 治	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
	健康福祉課長	檜 木 幸 夫		

(開議時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、大平守委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。

お諮りします。

審査の方法は、全会計予算とも、歳入歳出全般というような形で質疑を行い、総括質疑は行わないこととしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、審査の方法は、歳入歳出全般というような形で質疑を行い、総括質疑は行わないことに決定しました。

なお、質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

予算書の方で120ページの新規事業であります。林道の管理費ということで、おそらく橋ではないかなと思ってはいますけれども、場所はどこと、どのような工事をやられるのか、お願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長 (中山優彦君)

ただいまの質問にお答えいたします。

林道管理費の中の委託料のところのことでしょうか。林道橋点検業務ということで、林道には12橋の橋りょうがあるわけがございますけれども、これのうちの11橋につきまして、現在のところの状況といたしますか、診断をする、点検をするという業務でござ

います。今12橋のうちの11橋と申し上げましたけれども、1橋につきましては、安孫におきまして、今、県営の方の林道工事を実施しておりますけれども、そちらの方で整備済みということでの11橋でございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、これから主に入っていくということになりますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

これからというか、4月早々から発注準備を進めまして、業者を選定し、そして、進めていくということになります。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

次に、124ページの新規でございますが、プレミアム商品券にあたってでございますが、テレビなどで見ても、それぞれの全国の市町村がいろいろな事業を展開しておりますが、テレビなどで見ますと、かなり見直しと申しますか、私たちには見えないのかもしれませんが、そういうような点については、どのように考えているのか、お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

今回の商品券につきましては、国の方で消費税導入に伴う、消費の冷え込みの下支え等を目的に行うものでございます。対象が、3歳未満児の子どもがいる、それから、住民税非課税世帯ということで、大枠はそういった通知をいただいております。そういった中での取り組みでございまして、基本的には国の基準に沿って進めることになると思います。見直しという部分については、今、明らかに報道されておりますのは、3歳児が、今度の6月1日現在で3歳未満のものを対象にするという一定の線を引いていたわけですが、これが、どうやら見直される、その、では、いつ、どういう形のラインを引くかという部分については、検討中だというようなことは来てございます。

それから、この商品券に関しまして少しお話ししますと、国の方では、そういった対象

者が限られるわけですが、今回、冒頭でも申し上げましたように、町としても独自の取り組みを行いたいと思っていました。これに併せて、町の商店街の活性化、あるいは地域経済の波及効果をということで、これについては、そういった対象者の制限を設けなくて、全町民を対象に、国の方は、例えば 20,000 円の売り上げ、商品を買って 5,000 円のプレミアムが付いて 25,000 円相当の商品券をもらえるという仕組みですけども、うちの方は、それより 1,000 円少なく、20,000 円でしたら 4,000 円のプレミアムが付いて 24,000 円というような形で考えてございますけども、そういった形で、町としての独自の取り組みも組み合わせて振興を図っていきたいというように思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、これについては、町としては何も影響はないわけですか。この部分については影響ないのかと。国から報告が来ていると思いますので、このような形で進むのかということです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

ご質問の趣旨をまだ十分把握しきっていない回答になるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいのですが、国の方から来ている通知の部分で、これは対応がかなり厳しいなというようなものは今のところないのかなと、なんとか対応できるのではないかと考えておりました。ただ、今回は消費税の下支えということですので、例えば、いわゆる、今まではやってこなかったのですが、量販店とか、大型店舗、そういった部分についても、あるいは町内の事業所、商店ではないから、そこは取り扱いを外すとか、そういったのは基本的にはやらないようにという、皆同じようにというような趣旨の通知は来ておりますので、そこが今までと少し違うのかなと思っていました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

これについては、分かりました。

また、新規で 130 ページの上外川トンネルの修繕の実施設計について、どのようなことで進むのか、お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

上外川トンネルのことについて、どのように進めるのかというご質問に、お答えをいたします。

昨年度でございますけれども、上外川トンネル、それから、五日市トンネルの点検、それから、修繕計画を策定したところでございますけれども、それに基づいて、上外川トンネルの方が年数も経っている、それから、傷みも激しいということで、31年度において、その修繕計画といいますか、具体的な設計を詰めるという内容でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

私も上外川の方に行く機会が何回かありますけれども、一番大変なのは小屋瀬部分の方で、雪解けには沢のようにトンネルの中から水が出てくる、または、大雨のときもトンネルの、小屋瀬の入口のあたりですけれども、すごく、どこか壊れているのではないかなと思うくらいトンネルの中からきますし、また、冬場になると、上外川出入口の方に事故にもつながるような氷がかなり大きくできていますけれども、そのようなのが改善されるような工事になりますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまの質問ですけれども、小屋瀬側に至っては大雨のときなどに漏水がある、それから、上外川の出入口の方につきましては凍結とか、そういうようなことと言いましたか、そういうようなことがあるという、事故の対策はどういうようになっているかと、これから、どのような改善が見込まれるかというような質問と受け止めておりますけれども、まず、漏水の調査につきましては、これは以前から実施してきておまして、これまでも何回か、特に酷い漏水箇所を修理、修繕したというような過去もございますが、ただ、その修繕をすると数メートル離れたところに今度はまた漏水が出るというようなことで、どういような修繕を行ったらいいかということで、専門業者を一度呼んで見ていただいたことがあります。そうしましたら、10メートルほどの区間で、完全にその水を食い止める自信はあるということで、ただし、10メートルで1億円もかかるというような話をされまして、それでは到底追いつかないなということで、今現在は部分的にこの漏水を修繕しているような状況でございます。

それから、冬期ですけれども、部分的に大きなつらら状のものができまして、これも通行上、問題があるわけですけれども、定期的にといいますか、酷くなってきた折にはバッ

クホーを持って行って、そのアイスバーンになったところを取り除くとか、そういうような方法で今のところは対応しておりますので、これから、また、修繕の設計の中で、どうようにしたらいいのかというようなことを詰めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

ページ、13ページお願いいたします。

歳入、1款、町税、1項、1目、1節の現年課税分の収納率について伺います。自主財源の町税収納率は、過去5年間を見ましても98パーセント台、特に28年度からは99パーセント台の高い割合の成果で推移しております。その主な要因を伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいまの質問にお答えを申し上げます。

収納率、若干ずつではありますが、毎年上昇しているという、ここ5、6年、そういう状況でございます。そういった中で、ご質問にもございましたとおり、ここ2年は99パーセントを超えるというところまでできてございます。そういった中には、町としての町税収納対策本部を中心にした取り組みを進めてきて、継続して進めてきておりますので、そういった経過、住民会計課だけではなく全課長からも入っていただくような形での徴収訪問、そういったものの実施ということもございます。

また、県の滞納整理機構と連携をしながら、滞納整理の解消に努めてきたということもあります。その中では、職員の派遣もして、そういったノウハウも積みながら帰ってきて、そういった部分を活かしながら収納に努めるというようなことの中で、これまで以上に滞納処分といいますか、給与をはじめとしました換金性のあるような差し押さえ等もかなり件数増えているというようなこともございます。

また、今年度は特に重点的に納期内に納付をしていただくと、滞納部分の徴収も、繰越分の徴収もございますが、現年分について、期限を守って納付をしていただくという、99パーセントの収納率でございますので、9割を超える方々が期限に納めていただいているという状況もありますので、そういった部分を十分、町民の方からも認識していただきながら、納期内納付に努めるということで、今年度、コンビニ収納等も実施しております。そういう納めやすさというものも向上させながら、そういう広報等を通じて、納期内納付に努めましょうというようなPRもしてきてございますし、そういったもの等、総合的な効果というようなこと等、継続した取り組みという中で少しずつ上がっているということではないかなというように考えております。

ちなみに、今年度も1月末現在でございますが、前年度より0.8パーセントほどでございますが、上がっているというような状況にあるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ただいま納付の環境整備のこともお答えいただきました。この町税収納につきましては、29年度でしたか、収納支援システムを改修しまして、コンビニでも税の納付ができるようになったわけですが、そういった納付の環境整備のひとつとして行われたわけですが、この取り組みの成果につきましては、どのようになっているのでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

今年の4月からコンビニ収納について実施をしているところでございます。そういった中で、1月現在で概数的なものを若干まとめてございまして、大きくは、当町の場合は口座振替が5割をちょっと超えるくらい、全体としてなっております、これは県下の平均は3割くらいですので、口座振替自体も他に比べますと高い比率になっておりますので、そういった中で、残りの半分くらいが、これまで窓口と、納付書によって納付をいただいていたわけですが、その中で、納付書で納めていた部分では、軽自動車税で34パーセントがコンビニで納めていただいております。固定資産税が28パーセント、国保税が21パーセント、町県民税が30パーセント、全体では28パーセント、約3割くらいがコンビニの方で納めていただいているということでございまして、かなり利用していただいている方が多かったかなと思っておりますし、初年度でございますので、さらに今後、31年度に向けては、こういう部分を利用していただく方が増えていくのではないかなというように考えております。365日、24時間、いつでも納付していただけるというようなことで、かなり、そういう若い方々とか、仕事をしている方々等には喜ばれて、利用していただいている部分もあるのではないかなというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

もう1点、伺います。

ページ数は55ページお願いいたします。

2款、総務費、1項、11目の庁舎建設費、老人福祉センターに設置されている入浴施設の関係について伺います。このことは、一般質問にもありましたのですが、老人福祉センターに設置されている入浴施設について、役場庁舎建設には、この入浴施設は設計計画に含めていないということでもあります。社会福祉協議会と整備について協議を進めるといってございましたが、今の段階での考え方を伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

入浴施設といいますか、先般の一般質問でもあったわけですが、関連しての分でございますが、お答え申し上げたいと思います。

現在、社会福祉協議会では、社会福祉法の一部の改正がございまして、その中で、社会福祉協議会が保有する基金でございますけれども、その活用について、社会福祉の充実計画を策定しながら、その計画的かつ有効に活用するように県の方から社会福祉協議会の方で指導を受けておるところでございまして、その活用について町の方でも相談を受けているところであります。

こうした中に、高齢者向けの開放を目的としての入浴施設でございますが、そのほか、就労継続支援B型のすずらん工房、障がい者の作業所として利用、活動を行っている旧公団宿舎であります。その施設も大変老朽化しているというのが、社会福祉協議会として、いろいろ事業を進めながら、そういう課題があるということでもあります。

また、29年度に養護老人ホームを、町の方で葛葉荘を整備しているわけですが、河川に近いといいますか、そういう立地として、そういう状況にございますので、そういう中に、これまでも水害時の避難、これらについても大変課題といいますか、そういう対応をしっかりとしていかなければならない課題も町としてもございまして、そういう中で、社会福祉施設における課題が複数あるという状況にあるものであります。

こうしたことから、この基金を活用しながら、新たな社会福祉施設の整備について、町と社会福祉協議会が連携して、前段でも申し上げましたように、課題の解決に向けて取り組んでいかなければならないと、このように思っておるところであります。そして、具体的な内容につきましては、今後、協議をしながら対応していくということになるものであります。いずれ、双方が抱えている課題を一緒に、その課題解決に向けて共同で進めていけるような関係等を、これから検討させていただくという内容でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

ページ数は109ページ、畜産業費、新規でございまして、酪農ヘルパーの安定確保に

向けた、酪農ヘルパー住宅整備事業 36,500,000 円でございますが、建設場所はどこを選定しているのか。また、建物の構造はどのような造りを計画しているのか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

建物の建設場所は、現在のところ、江川の野中地区を予定しているものでございます。それから、構造は I L D K の平屋の建物で建設を考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

以前、酪農ヘルパーを志した方が、住宅がなくてリタイアされたということですが、戸建てということでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

5 棟がつながって平屋建てといいますか、長屋の形の形態の住宅を予定しているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

町外の方々が主に、いらっしゃる方々のみの建物ということになるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

現在のところ、これから、いろいろ詳細を詰めなければならない部分もあるのですが、管理につきましては J A さんの方にお問い合わせするようなことで考えておりまして、ですの

で、ヘルパーは町外から来ていただくような形を主目的として建てるわけですが、町内の中でも、ヘルパーの勤務時間帯とか、いろいろ特殊性がありますので、そういったことから、町内の方のヘルパーも入るようなことで考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

ただいまの件については、了解いたしました。

次に115 ページですが、道の駅レストラン基本設計業務であります、どのような構想を見込んでの設計業務を見込んでいるのか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

道の駅のレストランの関係は、これまで産直施設の中での食堂を開業してきたわけですが、そこが、現在、特産品の販売施設ということで、産直と併せた形での施設になってきてございます。食堂的な部分は公社さんの方で、それに代わるものとして、軽い蕎麦等を提供できるような形で運営されてきていますのですが、今後、新たに町外からも食べに来ていただけるような、そういったレストラン、食堂をつくって、集客を、あそこの道の駅の魅力を増すような施設にしていきたいということで考えておりました、それで、ただつくるのではなくて、やはり料理等を提供するシェフ、料理人さんが地域の食材を使いながら、いろいろな料理を提供するような、そういう施設を考えていきたいということでおりました、そのお願いするシェフさん、料理人さんの、やはり考えもしっかり持って、継続して営業ができるような、そういう施設にしていきたいということで進めているところでございまして、現在、その料理を提供できる形のシェフさんと、どういった方向かということは何回か会って協議しながら、方向性を詰めているような状況でございまして、そこが固まれば実施設計に進んでいきたいということで考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

それでは、シェフの方はほぼ、希望者というか、見込んでいらっしゃるということなんでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

今の確定ということではなくて、一応、意向といたしますか、そういう部分を考えてもいいというような形の部分でございまして、何回かお会いして、そういったのを、どういう方向に持っていくかという形の部分の協議をさせていただいているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山岸委員。

山岸はる美委員

産直施設は、やはり町の特産品、従前のレストランが併設のあたりは、町の四季折々の郷土食というか、それが売りであったものですから、レストランと、やはり産直施設というものは一体的な相乗効果というものを見込んで、やはりレストラン機能がなくなったことで、駐車場を見ても、客足の鈍りというものもありますし、その産直施設を巡るのをすごい楽しみにしておられる方々もいらっしゃいますので、ぜひ町の特産品を活かしたものと連携するような、そういう配慮をいただきたいと思います。要望です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

山岸委員のヘルパー住宅について、関連でお伺いします。

酪農ヘルパー住宅を町で整備するに至った経緯と申しますか、必要性について、お伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

酪農ヘルパーにつきましては、現在、新しいわて農業協同組合の酪農ヘルパー組合が平成2年につくられまして、そこが運営主体になって進めている事業になります。利用回数は年々増加してきている状況で、現在は要員が、専任が8名、それから、臨時のヘルパーが6名で、14名で運営している形になっていますが、これが、やはり酪農家の要望に応えられる状況になく、せっかく受けても、それに対応できないでいる状況になっているということで伺っておりまして、酪農ヘルパーを安定的に確保しながら、確保していくということには、住環境の提供だったり、それから、賃金の問題だったり、

それから、待遇、そういった待遇的な関係の部分もあるわけですが、そういった部分を安定した形にすることで、外からもヘルパーに来てくれるような、そういう体制をつくっていかねければ、なかなか確保することが難しいかなということでございます。

そういう中で、町としては今後の酪農の振興を考えた場合に、やはり、どうしても、この酪農ヘルパー制度というのは必要な部分だと思っておりますので、先ほど申しあげました、いろいろな改善だったり、充実していかねばならない部分の中の住環境の部分も町としても支援しながら、そういう確保に努めていくことが、今後の町の酪農の発展に必要なことだと、そういったことで考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

必要性につきましては、分かりました。今回の整備について、JAの方から要望、要請があったのか、その点について、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

JAさんとのいろいろな話し合いの中では、これまでも何回か、そういう話題は出てきたところでございます。ですが、昨年12月11日付けで、新しいわて農業協同組合と、それから、先ほど申しあげました、葛巻町酪農ヘルパー組合の連盟で整備の要望をいただいております。その要望の中で、葛巻町の酪農ヘルパー要員住宅として、5世帯分が入れる施設、それから、生活環境と作業移動を考慮した場所に設置してほしいということ、それから、ヘルパー要員の負担を軽減したような家賃にしていきたいというような内容で、要望書は昨年12月にいただいているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

ヘルパー住宅の管理運営の形態はどのように考えておられるのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ヘルパー住宅の整備後の管理運営をどう考えているかということですが、町の財産として管理していくという考え方でございますが、そういう中で、管理運営に係る詳細につきましては、今後、JAと協議をしながら、その請負を踏まえながら調整してまいりたいと、このように考えているものであります。

なお、関連条例と申しますか、これにつきましては、施設の整備の進捗状況等を見ながら、具体的には設定していくわけですが、これから、その管理形態、様々検討しなければならないと、このように思っておりますので、JAとの協議をしながら詳細を詰めてまいりたいと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

それでは、ページ数で15ページであります。森林環境税についてお伺いをいたします。森林環境税、あるいは森林譲与税の仕組みについて、まず、お伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

ただいまの質問に、お答えいたします。

森林環境税と森林環境譲与税がございます。森林環境税につきましては、平成36年度から課税する税ということでございまして、個人住民税の均等割の納税者の皆様から国税として1人年額1,000円を市町村が徴収し、市町村から国の交付税・譲与税特別会計の方に入れる形の仕組みになるものでございます。個人住民税均等割の納税者が60,000,000人ほどということで、税としての規模は600億円ほどを想定した税というような形になるものでございます。国への払い込みにつきましては、都道府県を經由して、払い込みになる形になります。

それから、森林環境譲与税につきましては、これも平成31年度から譲与される形になってございまして、これは、森林の現場の課題に早期に対応するという観点から、新たな森林管理システムが今年の4月から始まるわけですが、その施行と併せて、課税に先行して31年から交付、譲与されるものでございます。譲与団体は市町村と都道府県となります。譲与基準は、私有林の人工林面積が10分の5、それから、林業就業者数が10分の2、それと、人口の部分が10分の3で譲与されることになってございます。市町村と都道府県の譲与割合は、最終的には9対1になるものですが、制度発足初期は市町村の支援を行う都道府県の役割が大きいということで、8対2でスタートする形になるものでございます。この譲与税の使途の関係は、市町村は間伐や人材育成、それから、担い手の確保、それと、木材の利用の促進、それと、普及啓発等の森林整備、その

ほか、促進に係る費用に充てるといような形になっているものでございますし、都道府県につきましては、森林整備を実施する市町村の支援する費用等に充てるといような形になっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

それでは、譲与税の配分額について、お伺いをしたいと思います。県及び町への見込額はいくらくらいになるのかお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

試算という形になりますが、町には21,000,000円ほど譲与される見込みですし、岩手県には499,000,000円ほど、こちらに今ある資料からの試算ですと、そういった額が見込まれているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

21,000,000円ほど町へはということでございますが、その使い道はどのように考えているのか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

譲与税の用途の関係でございますが、市町村は、先ほど申し上げましたとおり、譲与を受けた森林環境税を、森林の整備に係る施策、それから、森林の整備を担う人材の育成及び確保、それから、森林の有する広域的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、そういった施策に充てるといような形になっているものでございます。

町では、それを受けまして、今回7事業ほどを考えてございまして、一つは森林所有者に対する意向調査ということで、ここ何年かの間に全く森林施業がされていない、それが、町に不在になっている部分が約50ヘクタールほどあるということで、そういった部分を最初に所有者から意向を伺う調査を実施していきたいと考えているものでございます。

それから、二つ目は、森林情報の収集、森林所有者との合意形成ということで、先ほども言いました調査を行ったあとに、その所有者から町の方に管理を委託したいというような形の意向があった場合には、そういった部分の森林の実際の現場の調査等を実施するような形で考えてございます。

それから、三つ目は、その調査と併せて、境界確認というような業務がございまして、その森林の境界をしっかりと確認するような、そういった業務を実施する予定でございます。

それから、四つ目は、そういった業務が新たに出てくる関係がございまして、森林の専門家の方をアドバイザーとして雇用する形の事業を四つ目として考えてございます。

それから、五つ目は、町産材の利用促進事業ということで、これは、これまでの町単独事業で実施してきております、町産材を住宅等へ利用した場合の補助事業ですが、この補助事業の制度を拡充して大規模な、大きな、100頭規模の牛舎等にも活用できるような、そういった方向での事業に向けるというようなことで考えてございます。

それから、6番目としては、普及啓発のイベント等の開催の事業ということで、植樹祭とトリプル薪フェスタの事業に、この譲与税を充てる形で、特に植樹祭につきましては、元号が変わる形で、来年度は、そういった部分の事業もございまして、そういった形での充当を考えているところでございます。

それから、7番目としては、私有林の補助事業ということで、この譲与税は、基本、通常の国庫補助事業の嵩上げのような形での使途はあまり不適切だというようなことで国の方から言われている部分もございまして、新たに、つる切りへの町単独の助成ということで、植林して5年まで保育したあとに、つる切り、除伐が10年生くらいから事業が対象になってくるわけですが、その間の期間、どうしてもつるが絡まったりなんかして、生育に妨げるような部分の関係もございまして、そういった部分に対する補助事業はございませんので、そういったところに活用できないかということで考えていることと、それから、もうひとつは、再造林等で新植、植栽した場合に、どうしても補植が出てきます。その補植も補助対象外になりますので、そういった部分に充てる形で実施していきたいと考えてございます。

こういった内容で考えているわけですが、本来、この譲与税の関係の国の方からのQ & A等が1月くらいに出てくる形で最初の説明会等であったのですが、まだ、そういった部分が出てきていない部分もありますので、実際に実施の段階では調整する部分も出てくるかもしれませんが、現段階では、そういった形での事業に向けていきたいと考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

狙いであるとか、いろいろ、そういったことについては理解をするわけではありますが、ただ、実際に作業に入った場合、いわゆる不在の人であるとか、単純に山を売った方で

整備するのとは違って大変になるのかなど、そのように思います。そういったことから、森林環境税をもとに基金を創設しながら整備をしていくというような方法もあるかとは思いますが、そういった基金を創設というような、そういった考えはないのか、お伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

基金の創設の考えがあるかということでございますが、今年度の事業については、課長の方から7事業を予定しているということで、ご答弁申し上げたところでありますが、この森林環境譲与税の活用につきましては、今後、様々な事業を想定しながら、そしてまた、効率的に進めていかなければならないと、このようにも考えているものでございまして、そういう中に、譲与税の積み立てをしながら、基金を創設して進めていかなければ、検討しなければならないと、このようにも思っているところであります。

今、県下の状況といたしますか、今回の国会で、その成立する見込みともなっておりますので、そういう状況、あるいは県の、そういう中で、来年度以降、そういう状況を踏まえながら検討していると、このようにも伺っておりますので、そういう県の状況等も踏まえながらといたしますか、動向等も参考としながら、この基金の創設に向けて考えてまいりたいと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ここで、11時5分まで休憩します。

（休憩時刻 10時52分）

（再開時刻 11時05分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

それでは、ページ数というよりは、予算全般に関わる質疑ということで、よろしくお願ひいたしたいと思います。

まず、予算編成する際には、歳入があつて初めて、また、歳出が組めるというような性質のものではないのかなど思っております。いろいろな資料を頂戴しているわけですが、当初予算に係る資料等も見させてもらっておりますが、そういったような状況の中

で、31年度の予算を見てみた場合でも、やはり歳入では地方交付税が一番多く占めているわけで、この動向が極めて気にかかるところです。今年度は、その構成比においては41.9パーセントとなっておりますけれども、その額の中身については、今後、当町に、この地方交付税の普通交付税、特に、あまり増える要素等がないのではないかとということにも感じられるわけです。人口減が一番大きな、この減の方向、それから、もちろん国の動向も大事ではございますけれども、そのような面では、どのような方向になっていくのかというようなことが一番気にかかっているものでございます。今後、この向こう4、5年、このままのような状態でいく見通しなのかどうか、この地方交付税の動向、なかなか見通すことはできませんけれども、この予算編成の際には、この動向によって一番多く、やはり見極めなければいけない事項ではないかと思っておりますので、こういったようなところ、どのような観点、それからまた、一番自主財源となります地方税、固定資産税、こういったようなものも減額になってまいります。予算編成上は非常に厳しくなるのではないのかなど、そしてまた、少し基金が増えているものの、そういったような対応はどのような形になっていくのか、決して私は、この財政運営については楽になっていくというような見通しは立てておりません。町当局でも、どのような危機感で、このような当面の財政運営をやっていくのか、まず、その総括的な財政運営の見通しについて、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

町の中期といいますか、財政見通しということでございます。うちの方として、5年程度の期間を見通しながらの中期財政見通しということを立てて、推計しているところでありますが、そういう中で、今お話ありましたような歳入の分の方向性をお答えさせていただきます。

地方税の部分につきましては、先ほども質問の中にもございましたが、傾向として、人口減少等に伴いまして、地方税の減少といいますか、これが、今後さらに進んでくるといいますか、減少していく方向性になっていると、このように見込んでおるところであります。それから、固定資産税でございますが、今、風力発電施設が整備をされておるわけですが、償却資産の部分としての増が見込まれるところであります。

全体として、地方税全体として、それではどうなるかということですが、今年度より、この5年間を見た場合には、先ほどお話ししましたように、人口減少等であるわけですが、固定資産税の風力発電施設の部分がございまして、相殺しますと、現段階では10,000,000円ほどの増を見込めるところであります。しかし、これにつきましては償却資産でございますので、毎年、その課税標準額が減少していくという状況になるものでありまして、35年以降といいますか、5年後の以降というのは、さらに、また、そういう状況が推移するというようなものでございます。

それから、地方譲与税でございますが、これにつきましては、先ほども森林環境税の関係等、いろいろ質問もあったわけでありましたが、本格的に導入ということによりまして、本年度よりでございますが、21,000,000円の増を見込んでおるところでありますし、今後、その傾向というのが、推移の中で、5年間ほどは大きく変わらない状況の中で進む予定と見込んでおるところであります。それから、地方消費税の関係であります。消費税の引き上げが今度10月からあるわけでありまして、本年度より、次年度以降といえますか、10,000,000円ほど増を見込めるというような状況になっているのであります。そして、地方交付税でございますが、これにつきましては、国勢調査の人口減少等によりまして、減少していくということ、また、そういう人口に関わる分としての特別加算というの、それぞれの分野にも出てまいりますので、そうしたこと等による影響度というのは2億程度減少を見込まなければならないといえますか、そういう見込みを立てているおるところであります。

そうした中に、葛巻病院等々、それから、今度、役場庁舎等々の建設に係る起債の元利償還に係る交付税措置の部分も、この中に算入して、措置が出てまいりますので、そうしますと、その公債費分としての増が360,000,000円ほど増加する見込みといえますか、推計にしておるところであります。そういう中でのトータルでお話しますと、普通交付税であります。本年度より140,000,000円から150,000,000円ほど多くはなる見込みではあります。

しかし、歳出の方に、さらに影響もございまして、そちらの方も少し話をさせていただきますが、病院建設に係る償還につきましては、一般会計の負担がルール上からしますと45,000,000円ほどみていくことになるものであります。そういう中に、他の補助の高率化といえますか、全体的な部分であります。そういったようなもの等も補助全体で試算しますと、ルール上で補助をしていく部分というのは、さらに12,000,000円ほど多くなる推計になるということでございます。一般会計からの繰り出しの部分であります。それから、今度は、大きく増額になっていく部分は、公債費、起債の借入れの償還の部分が多くなってまいりますので、35年度では、本年度と比較いたしまして450,000,000円ほどの増になるということで、トータルでは1,050,000,000円ほどになる見込みになってきているものであります。公債費の分につきましては、普通交付税で措置される部分も増えてくるわけでありまして、一般財源負担と相対して増額となっていくことから、最大の財政負担要因は、ここに今度は大きく影響してくるものと、このようにも思っておるところであります。

それから、今回の中期見通しといえますか、この予算の中でも中期見通しの中では他会計の繰り出しの関係がございまして、農業集落排水事業会計、あるいは水道会計、後期高齢者、それぞれ増になる見込みでありますし、それから、国保会計につきましては、被保険者の減、あるいは療養給付費の減少ということ等も出てきておりますので、歳出につきましては、現予算よりは、今後の見通しとしては減少してくるものと、このようにも思っておるところであります。

そういう中に、歳出総額では、今年度より15,000,000円ほど、また増えてくるという状況にあるものであります。いずれ、これまでの普通建設事業がどんと増える場合は

別ですが、大体、町の場合 55 億程度が歳入歳出の標準的な規模になっておるわけですが、その中での 10 億を超える公債費の支出というのが大変大きな負担になってくるというものであります。そういう中での財源不足というのが、今後どれ程度出てくるかといいますと、年度ごとに 130,000,000 円ほど、財源としては、今の財政調整基金から繰り入れしなければ、取り崩しながら対応していくという期間が、そういう 130,000,000 円ほどになるのではないかなど、このように予測もしておるところであります。

実際に、そういう状況であります、いずれ、最小の経費で最大の効果が上がるべき、そういう視点に立ちながら予算調整をしておりますので、130,000,000 円ほどの不足とは言いながらも、そういう中での事務の改善、改革、こういったようなものも、しっかりと取り入れながら進めていくことによりまして、大きく、長期的に見た場合も、大きく財政を圧迫するような状況にはならないような形の中で、その調整もしていかなければならないと、このように考えているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

内容については分かりましたけれども、大型の建設事業等、庁舎建設が終わって、終わったあたりには、たぶん病院の元利償還、元金の方ですか、たぶん償還が始まるだろうなと思っております。いずれ、この財政運営については危機感を持った形での財政運営が極めて必要ではないのかなど、少し基金に余裕が出たといっても決して、今のお話聞きますと、今後、これから出費するのが多いわけですので、そういったようなことを十分加味したような、ぜひ予算編成をしていただきたいなと思いますし、また、職員にそのことも、危機感を持って、ぜひ指導するようなことを求めたいなど、このように思っております。今年度の地方交付税なんかを見ますと、これまで、どちらかと言えば少なめな見積もりだったわけですが、今年度は四千何百万かの増額になっております。こういったような部分は、平年度並みと言えば平年度並みかとは思っておりますが、今年度も 30 億を超えておりませんので、少なめな見積もりなのかなど、そのようには思っております。いずれ、この予算編成にあたりましては、町当局でも一丸となって、厳しい姿勢で、ぜひ望んでもらいたいなど、そしてまた、この病院と役場の建設、庁舎が建って、やはり町民の方にしわ寄せがいくような財政運営であってはならないなど、このようにも思っております。いずれ、大きな事業が終わったあと、いろいろなものにしわ寄せがこないことも祈っているわけですが、その辺の財政の見通しは大丈夫でしょうか。もう一度お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

大型事業ということで、葛巻病院、そして、役場の庁舎ということになるわけですが、病院の建設は29年、28年で終わっているわけですが、そういう中で、全体の事業費から申し上げますと、約30億でございます。そして、起債の借入額と申しますか、これは27億であります。当初に用地取得、あるいは物件補償等々でございますが、これらに3億程度、公共施設整備基金から繰り入れているという内容でありますし、それから、新庁舎の件につきましては、総額で約40億でございます。そして、当初で10億を基金から繰り入れする予定でございますので、そうしますと、30億を借り入れするということになるわけですが、合わせまして、27億の30億、57億を借り入れをして進めていくということになるものであります。そういう中に申し上げますが、病院の関係から申し上げますと、償還でありますけれども、病院建設事業に係る元利償還の部分の中で、30年度から医療器械の部分につきまして償還が始まるものでありますし、それから、34年度から建物本体に係る分の元金の償還も始まる場所です。そういう中に、医療器械と病院建物に係る償還が重なる部分というのが34年からありますから、単年度あたりの償還が140,000,000円になるものでありまして、これが大きな負担になっていくわけですが、35年以降の単年度あたりの負担と申しますか、償還額が約1億になる見込みでありますので、これが58年まで続くこととなりますから、すべての償還の合計額が、そういう中で27億は58年までかかる内容であります。

そういう中で、その27億に対して交付税措置がされる部分があります。これは、元利償還の部分に対して45パーセントほどになるものでありまして、27億に対して13億が普通交付税で措置される内容になっているものでございますので、残りの14億を実質、町が負担するというものになるものであります。一般会計からの負担、繰出基準からしますと、元利償還の2分の1ずつが病院の事業収益と申しますか、それによっての部分と、一般会計からのルール上の繰り入れ2分の1ということになるものが基本ですが、そういう中に進めていくという基本はあるわけですが、状況を見た場合に、必ずしも、そういう状況で対応するというのが難しい部分も予想されるわけがあります。14億のうちの一般会計からの負担は、本来は7億なわけですが、それを、どうしても経営の状況等も勘案しながら考えていかなければならない部分があるわけですので、全体的に、例えば、その全額を負担した場合は14億を負担するというような両面を考えていかなければならない部分がございます。基金による将来への負担の備えということで、ここまで、現段階では30億あるわけですが、そういう中で繰り出しの分につきましては、最大で14億ということになるものでありますので、今30億ですから、病院の事業そのものを考えた場合には、そのままですと、大体、約半分くらいに基金もなくなっていくということになります。

それから、役場庁舎の方の関係でございますが、これにつきましては、40億のうち10億を初年度と申しますか、基金からの繰り入れを予定しておりますので、残りの30

億を起債により賄う、そういう計画をしておるところであります。借り入れの起債は市町村役場の緊急保全事業債、それから、過疎債の二つを考えているわけではありますが、それぞれ15億ずつ、30億を借りるうちの15億ずつを予定しているものであります。これに対しまして、合わせまして14億の交付税措置がみられるものでありますので、こちらの方は16億を負担するという、実質的に財源を一般財源で確保しなければならないというような状況になっているものであります。

そういう中に、緊急保全対策事業と過疎の対策事業債の償還が重なる部分というのが6年目あたりからでございますので、6年目あたりから12年目あたりまでの7年間は、そういう重なる部分であります。そのときが元利償還で220,000,000円ほどになるものでありまして、そのうちの130,000,000円が交付税で措置されるというもので、実質的には90,000,000円ほど、その財源として確保しなければならないというような状況になると、このように思っておるところであります。その後、過疎債が終わった13年以降であります。返済の最後まで60,000,000円ほどずつ返済していかなければならない部分がございますが、そのうちの15,000,000円は交付税措置をされるものでございますので、実質的には13年目からは45,000,000円程度の負担をすることにはなっているものであります。

いずれ、役場庁舎の分については16億を公共施設整備基金で充当するというような考え方で進めておるわけでありまして、今30億、そして、それに対して、病院の方が最大14億です。そうしますと、16億程度といえますか、現在残るといふことにはなるわけではあります。初期の10億を繰り出すわけでありまして、そうしますと、6億程度になってしまいますので、この辺についても、現段階でそのままいきますと、そういう状況になりますが、毎年の収支、あるいは繰越額の何パーセントかをしっかりと、そういったような公共施設の整備の基金にも積み立てをしながら、この負担がさらに、新たな住民負担にならないように、そういう対策を講じながら進めていく、そういう考え方で対応しているところでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大型の起債を起こしますと、やはり、それなりの対応をしなければならないというようなこと、分かりました。病院のことについても、やはり経営状況と直接関連が出てくるというようなことも、そのとおりに思っております。また、役場の新庁舎については病院以上の大きな事業量になっておりますので、この辺の元利償還、交付税で措置されるものの慎重な、やはり配慮が必要ではないのかなど、このように思っております。

次に移ります。次に、消費税が今回の予算に歳入歳出ともなっております。今、私の手元に当初予算に係る資料を町当局からいただいております。この8ページ、6ページを見させていただいておりますが、その地方消費税の引き上げ、ご承知のとおり10月から8パーセントから10パーセントに引き上げになると、そのことではないのかな

と思うのですが、この予算にも、その影響額が、その資料が6ページかと思っておりますが、歳入で47,124,000円ほど、それから、歳出では多額の経費が載っておりますけれども、既存のもの合わせますと、こういうようなことですよという大体の予想はつきますけれども、我々、この消費税率が引き上げになって、ただ単に引き上げになるというようなことも、もちろん実感として受け止めておりますが、その引き上げられた部分の消費税が町の方にも、このように影響がありますよというようなことのも分かっておく必要があるかと思っております。それで、単に47,000,000円ほどの予算計上になっている歳入ですよというようなことになっておりましても、果たして、その消費税に伴う影響がどこに載っているのか検討がつかないわけです。それで、もし、できましたならば、この予算書でもって歳入と歳出、基本的には社会保障費というようなことが言われておりますけれども、これに、消費税に伴う歳入でも影響あるのは一つではなくて、いろいろなものが影響があるのではないのかなと思っておりますので、歳入歳出、この目あたりで、ご説明をしていただければ有り難いなど、よろしく願います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

消費税の一連の関係にお答え申し上げます。まず、この資料の方につけてございます6ページの調書ですけれども、この件につきましては、国の方から示されているものでございまして、かつて5パーセントから8パーセントに消費税を上げる際に、その原資は社会福祉の方に充てるという、そういう目的の中での消費税のアップということで、それにつきましては、地方消費税を国から市町村に配分する際に、一般分と社会保障分と分けた形で配分されます。それについて、その社会保障部分については、こういうようなことに使っていますよということ予算上の資料なりで明らかにしてくださいということで、この調書をつけておるものでございます。

この額につきましては、例えば今年度でいいますと、歳入の方で地方消費税というのがあるのですけれども、ひとつは16ページの6款、1項、1目、地方消費税、本年度105,000,000円見込んでございます。実際、新年度になって消費税が交付されるわけですけれども、それが、社会保障費に充てる分いくら、一般分にはいくらかと明示になってきます。その社会保障に充てる部分が、過去の実績からして、今回47,124,000円と見込んだものでございます。

では、これを、どのようにという、その支出の部分ですけれども、ここの例で申し上げますと、1の社会福祉費、この区分は国の方で示している区分なのですけれども、その中で、うちの方では、心身障害者福祉費、事業費は298,000,000円あるのですが、それに対して国庫補助金とかいろいろございまして、一般財源という欄で、引上げ地方消費税分が17,124,000円、その他が77,870,000円となつてございまして、これは、地方消費税は財政の予算整理上は一般財源になりますので、こういった区分にしております。

これを、例えば歳出の例で申し上げますと、歳出の方71ページを見ていただきたい

のですけども、心身障害者福祉費、本年度事業費が298,224,000円というようになってございます。財源内訳として、国庫支出金、県支出金、分担金、諸費ということで、いろいろありますし、一般財源に94,994,000円と載ってございますが、この94,994,000円の財源はどうしたのかと、その分、町税とかいろいろ充てるわけですけども、そのうちの、ここで言っている17,124,000円は地方消費税の交付金を充てたというように見ていただければなというように思います。以下、同じでございませう。

参考までに、今回、では、値上げ分についての地方消費税は歳出でどこに反映されているのかということにつきましては、例えば、それにつきましては、個々に、例えば何か物を買う予算計上、あるいは業務委託する予算計上につきましては、積算上、例えば年間支払い分ですと、4月から9月分までは8パーセントを単価に上乘せして、10月から翌年の3月分は10パーセント上乘せした部分についての積算で積み上げて予算計上してございます。

歳入につきましては、今後、例えば総合センターの使用料とか、そういった部分について、消費税値上げ分をどうするかという部分がございますわけですけども、そういったところを含めまして、検討いたしまして、例えば値上げするとなった場合には予算と併せて、その際の条例改正をお願いするというような段取りで考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

歳出の方でも、いろいろ見方があると思いますけども、今のような内容で、まず、分かったというようなことで、次に進ませてもらいます。

今の消費税絡みにもなるわけでございますけども、歳入では20ページに商工事業費のプレミアム商品券の発行事業というのがあります。これが、歳入では10分の10で、もちろん国の方から、消費税絡みだと思っておりますので、これが歳出の方でも予算計上になっているわけですが、これを実施、これから町民の方々にお知らせをしていかなければならないわけでしょうけども、例えば、今回、この商品券が発行される、この額はどのような額になってくるのか。それから、商品券を、どこで、どのような形での発行をするのか。あと、その対象者はどのような、全員がいただけるのか、あるいは条件がついた方々だけしかいただけないのか、その対象世帯と、それから、いつまで使用できるのか、そういったようなところもお知らせしていただきたいと思っておりますし、また、これは、たぶん町内だけの商品券ではないのかなと思っておりますので、これが、このプレミアム商品券が発行されたときの想定される町内の、主に商業の方と思うのですけども、想定される効果等についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

商品券につきまして、お答え申し上げます。

まず、発行される額につきましては、国の基準の方で申し上げますと、先ほどもお答え触れましたけども、ひとつの形として、20,000 円の商品券を購入した場合に 5,000 円のプレミアムがついて 25,000 円の相当額の商品券を取得できると、20 パーセントの割引率になりますけども、そういう形になります。その 20,000 円、25,000 円と申しますのは、1 人で購入できる額の上限が 20,000 円、相当額で言いますと 25,000 円で決められております。最小の単位が 4,000 円になります。ですので、1 人の人が 4,000 円を 5 組まで買えるというのが国の制度でございます。

では、対象者がどなたかということにつきましては、ひとつには 3 歳未満児の子どもがいる世帯、今、基準では 6 月 1 日になっておりますが、これが見直される方向に、そういう動きがございます。それから、もうひとつは住民税の非課税世帯ということで、対象者につきましては、住民税非課税世帯につきましては 1,800 人、それから、未満児につきましては 70 人くらいというように見込んでいるものでございます。

どこで交付するかという部分につきましては、一般、制限なく全町民に対してであれば、今まで商工会とか、いろいろやってきたわけですけども、いわゆるプライバシー保護についても配慮しなさいという部分もございまして、現段階では役場のどこか窓口、部屋を設けるか、そういった配慮が必要なのかなというように思っております。

これから、いろいろ準備して、周知して、手続きなんかもしてやっていくわけですが、いつからという部分については、地方消費税の引上分の消費の冷え込みの下支えという観点からすれば、10 月 1 日からが適当かなというように考えてございます。基本的には今年度中ですので、整理等の関係もありますので、3 月の初めとか中頃までにできるか、その辺は、これから周りのことも見ながら、商工会等とも相談しながら決めていきますけども、年度内というように考えてございます。

ちなみに町の方の部分につきましては、20,000 円ベースで申し上げますと、現在のところ 20,000 円購入した場合には 4,000 円のプレミアムがついて 24,000 円相当のものを取得できると、そういう商品券にというように考えてございます。町のものについては、今までと同じように一人当たりの購入額を 100,000 円とし、それから、還元を 5,000 円としたいというように考えてございます。

町内経済の影響額でございますが、大体、国庫補助分、それから、町単独分を合わせて 92,100,000 円、町としては 1 億円の経済効果をとというように想定して考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これも 10 月からですので、住民の方々に周知しなければならない事業ですね。今の

お話ですと、3歳未満児の方は70人、それから、住民税の非課税の方1,800人ですから、1,870人対象者がいることですよね。こういったような方々に十分な周知を図らなければならないということが、ひとつだと思いますし、また、使用期限なのですが、10月からずっと、今年度限りなのか、翌年度に越しても使えるのか、その辺あたりもきちっとした形でお知らせをして、使う方が、例えば今年度中といえは6カ月ですよね。期間があまり短いような、課長のお話ですと3月くらいかなというような話でしたけども、それだったら、あまりにも短くてと思うのですが、そういったようなことも、きちっとした上で住民の方々に周知する必要があると思うのですが、こういったようなところの周知と、それから、使用期限なんかをはっきりした形で、ぜひ明示をしていただければ有り難いなということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

ただいまのご意見、十分、参酌いたしまして対応したいと思います。周知につきましては、くずまきテレビ、広報、チラシ等、あらゆる手段を使って事前周知を徹底したいと思いますし、それから、利用期限等については、これまでのやってきた実績等を踏まえて、どの辺が適当なのかというあたりも関係者とも協議しながら、適切に対応できるようにしてまいりたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これについては終わりますので、次に、歳入の方で20ページ、24ページ、国県の補助金が入っているようですが、部活動の指導員の配置事業、教育委員会、このように思っております。

今回、これは、たぶん初めての事業かとは思っておりますが、部活動の指導員の役割はどのような役割を果たすのか。そして、このような指導員の方を、役割を果たしていただく、そしてまた、いろいろな課題もあろうかと思っておりますけども、その課題なのは何なのか、お知らせをいただきたいと思っておりますし、また、この部活動の指導員の方、非常勤かと思っておりますけども、この身分保障はどのような形でなっているのか。それから、今、部活の外部指導員とか何か、そういうのもやっているのですか。その辺も分からないので、例えば外部指導員を設置しているとすれば、この部活動の指導員との役割の違い、そういったようなことをお知らせしていただければ有り難いと思います。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまのご質問、まず、身分についてということと、外部指導員がいるか、あるいは、その違いといったことで、お答えしたいと思います。

現在、平成30年度3月にスポーツ庁から出されたガイドラインがございまして、基本的には、学校における働き方改革等で、学校の先生方に代わり得る人材で部活動指導ができる方をということが趣旨でございまして、それを受けまして、法整備として30年6月に県教委の方でその方針を出して、町の方では本年1月にその方針を定めたところでございまして、それを受けまして、この外部指導員ということをご各中学校等へ配備ということで調査をして、現在、整備、配置について進めて、この予算に計上したものでございまして、それと同じようにして、身分につきましては、各学校の校長先生が委嘱をするという部分で、先生と同等にその部分を扱って、報酬等で、その時間を決めて、1時間当たり1,600円ということで、1日2時間程度ということで、週3日程度、全体として35時間程度を見込んでおるものが、この予算の内容でございまして。

これまでも、外部指導員ということで、学校の方で種目ごとで町内にいる指導者等をお願いしていたのは、中体連を通して登録をしまして、学校の先生がいなくてもできるというのが、今回の部活動指導員でございまして、今まであった外部指導員というのは、先生が指導者として、学校の保護官としていて、そのほかにクラブの技術指導的な部分で外部指導員というものが置かれておりました。今回ののは、その学校の先生がいなくても、その活動を代わりになってできるというような内容で、その扱い等をやるというのが大きな考え方の部分でございまして、そのような形で、今回は要望のありました葛巻中学校、小屋瀬中学校への配置ということで検討しているものでございまして。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

例えば、今、部活動でも人数が大変少なくなって、特に団体競技の部分では、例えば町内の中学校が連合で出る、そういったようなことも想定されるかと思っておりますが、そういった場合の部活動の指導員の役割はどのような形になるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの合同部活動についての考え方でございまして、現在の具体的な例で言いますと、中学校の野球部が江川中学校と葛巻中学校と一緒に、できる日に移動して、

先生がついて指導しているというのが、町のバス等で送迎をしてやっている例がございます。そのような形に要請があれば、その外部指導員というのを付けて指導ができるということで、学校からの要請があって、その人材が町内にいる、あるいは、いなければ、町外から、その方をお願いしてということで、先ほど発言に漏れがありましたが、委嘱は校長先生がするのでございますが、登録は教育委員会に申請をしていただいて、そして、認めるということをする作業がございましたので、その部分を付け加えて、そのような扱いでやります。合同クラブ活動については、同じような形で各中学校で種目が、各クラブがあれば、例えば全中学校に野球部があれば集まって野球ができる、あるいはバスケットがあればバスケットが集まってできるというような制度はっております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

部活動指導員というようなことですから、例えばスポーツ、あるいは文化も入るかと思っておりますが、現在、その想定される部活動は何人くらいを想定した、文化も含めてなのか、スポーツが主体なのか、その見通しについて、お伺いしたいと思っておりますが、あと、人数的に1校どのくらいの配置、基準みたいなのがあったら、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまのご質問にお答えします。

国の配置基準では1校3名までの配置が認められるということでございますが、希望をとりましたところ、今回は各校1名ずつで、江川中学校は十分足りているということで、なかったわけではございます。そのような形で、国の基準としては3人、そして、葛巻町内では今回2校、2名ということでなっております。

また、今のスポーツだけかというご質問で、大変言葉足らずで申し訳ございませんでした。部活動でございますので、文化部等の活動も含まれての部活動指導員でございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

ページ数、78ページお願いいたします。

3款、民生費、1項、3目、老人福祉費、13節の委託料、福祉関連事業委託料でございますが、生活支援体制整備事業1,325,000円、福祉関連では課題も多いと思われませんが、この事業を始める背景と、その目的は何か伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

介護保険事業費のうちの委託料の中の生活支援体制整備事業でございますが、現在、高齢者の方が安心して住み慣れた地区で暮らしていくためにということで、介護保険事業の様々なサービスがございますし、また、地区でも自助・互助・共助というような形でいろいろなものをやっておりましたけども、その地域包括ケアシステムというようなものをもっともっと進めていくために、今、コーディネーターという方を体育振興会ごとに1人ずつ、自殺対策等の地域安全支援員さんも含めまして、兼任しながら、これまでは進めてまいりました。そういう中で、やはり、いろいろな課題が見つかりまして、買い物の支援が足りないとか、足の確保が足りないですとか、様々な検討をしながら、そのような課題が見つかっております。そういうようなものをコーディネートする役割の方を町内全体の中で1名、その6人の方々と一緒になって、それをまとめ上げる方を今度は要請して、そういうような事業を進捗させていこうということで、社会福祉協議会に、その職員を配置しまして、その事業を委託していこうということで、内容的には1,300,000円でございますが、職員のうちの3分の1の人件費を充てるような事業で、これを今後さらに強かに推進していこうという考えで予算化したものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。

次に、118ページお願いいたします。

6款、農林水産業費、2項、1目の林業総務費、19節の補助金、町特用林産物振興組合45,000円、山ぶどうの農家戸数がここ数年、横ばいの状況が続いておりますが、山ぶどうの生産の振興につきましては、どのように考えているのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、山ぶどうの栽培農家は26戸ほどになってございます。そのうち、会社の方に

生産した山ぶどうを出荷しているのは20戸ほどになってございまして、面積としては673アールで、6.73ヘクタールくらいの栽培面積になってございます。

これまで、そういう形で、昭和59年くらいから作付けの振興を図りながら、古い方ですと35年くらい経過するようなぶどう園もある形なわけですが、栽培面積は10アールから、多い方は1.3ヘクタールくらいの作付けまでしている、結構、幅がある状況になってございます。栽培されている方は60代の方が一番多い形になってきていますので、ここ、あと10年くらいすると、今度は栽培をやめるような形の方も出てくるようなことかなというようなことで認識しているところですが、これは工場の方でも言っているのですが、葛巻だけでなく、山ぶどうを栽培している農家の生産量が年々落ちてきて、工場の方に入ってくる量が減ってきているというような形でも伺っておりますので、やはり町の代表する特産品でもございまして、その原料となる山ぶどうの栽培振興を、やはり、また頑張っていかなければならないなど、そのように思っております。

現在の栽培振興としては、補助制度として、棚の資材等の支援等を行いながら、栽培の面積の拡大というようなことに取り組んできているわけですが、作付けを奨励した当初は栽培奨励金的に、山ぶどうを作付けして3年間くらいは全然収穫がない期間がございまして、そういった時期に、実際にかかる経費的な部分への支援というような意味合いもあったわけですが、そういった補助、支援をした時期もございまして、今はそういう棚の資材等の支援だけを行っているような形です。今、JAさん等との協議の中でも、国庫補助で、そういう新規に作付けした場合に、収入がない期間4年間を支援するような補助制度もございまして、それに山ぶどうも入れていただくような形でのお話も進めているところでございます。そうしますと、その対象になりますと、10アール当たり55,000円くらいの1年間補助を受けまして、それが4年間支援いただけるような形にもなりますので、そういったものも活用しながら栽培振興をもう1回図っていければなど、そのように思っています。

山ぶどうの栽培の良さというのは、反当たり500キロくらいの収穫がございまして、今現在キロ400円くらいで工場では買い入れするわけです。そうすると、単純に計算すると200,000円の売り上げになって、そのうち経費的には2割から3割くらいの経費がかかって、あとは手元に残るような感じなので、葛巻の作目の中では比較的収益率が高い作目になることと、それから、通常の生食用のぶどうですと、例えば肥培管理の関係で農薬散布なんかは13回から15回くらい散布をする形になるわけですが、山ぶどうは大体その半分、6回から7、8回くらいで済む形になりますので、その労力的にも、そういう生食用に比較すると、あまりかからない作目でもございまして、それだけで生活するという作目ではないのですが、複合的な作目として、あるいは、ある一定の年齢に達したような方でも栽培ができるような作目でもございまして、そういった良さをPRしながら、これから振興をもう少し頑張っていければと思っております。

それから、農家の方々は特用林産振興組合という町が補助金を出している組合に入っていて、そこが中心になって普及センターとか、町とか、連携しながら栽培指導、時期の適切な指導を行うような形にも取り組んでいますし、それから、研修会等も年1回、今、いろいろな山ぶどうの栽培が行われているところが結構ありますので、そうい

ったところの視察等もしながら栽培、振興に取り組んできておりますので、そういったのも引き続き行いながら、葛巻ワインさんとも協力して振興を図っていければと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。あと二つほど、お尋ねいたします。

ページ数、125ページお願いいたします。

7款、商工費、1項、3目、観光費、観光事業経費、13節の委託料、くずまき型DMO事業の関連で伺います。まず、まちなか活性化の取り組みの現状での成果をどのように捉えておられるのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

DMO事業に関連いたしまして、まちなか活性化の取り組みの成果ということについて、お答えいたします。

3年前にDMOを立ち上げまして、今現在3年目に突入してございます。そもそも中心市街地の活性化につきましては、鈴木町長就任以来の四季のイベントということで取り組んできたわけですが、そのほかに、また、もう少し踏み込んだという形の中で取り組みができないかということで、DMOにまちなか検討部会というのを作りまして取り組んでまいりました。テーマのひとつに、歩きまわりたくなるまちなかというものの実現に向けて取り組みましょうということで、これについては、例えば旧遠藤邸の利用などで一定の賑わいを創出してきたものと認識してございます。

例えば旧遠藤邸では、商工会の方では女性部を中心としたひなまつり、あるいは高校生さん方が大学生と協力して、今年度8日間の利用実験、シェアームですか、そういったものもやっていただきました。それから、高校のOBが主催する交流会の開催とか、さらには、まちなか検討部会の会員の中で連動して、町内の女性グループがくずまきクラフト市というのを、29年には10月、30年は6月、10月に開催いたしまして、県内外から多くの来場者を集めて、その賑わいを創出していただいて、賑わい創出のモデルみたいな感じに開催していただいております。今年も6月に開催するというので、さらに、今、まちなか検討部会の中で取り組んでいますのは、月何回というように集まって、いろいろ、こうしましょう、ああしましょうという意見交換しながら、これまでの成果をひとつのエリアビジョンとして取りまとめてもらっています。これも、今年度のひとつの成果としてお出しできるのかなというように思っております。

それから、一番の成果といいますか、目に見える部分については、こうした人たちが、

主婦とか、協力隊等が中心になって、今度、中心市街地においてカフェ営業とか、観光等情報発信、デザイン発注など、そういったようなものを取り扱う起業を行うことで取り組んでございます。法人登記の申請等も行ったというように伺っています。こういった、自ら動いて、魅力的なまちづくりのために向けた取り組みを開始していただいたという、このことが一番大きな成果というように考えてございます。

町としましては、その歩きたくなるまちなかの実現を進める中で、中心市街地の起業が実現したり、町内外の若者、女性に向けて、いわゆる、うちの町に来ていただければ、やりたいことができますよと、そういったようなイメージ的な情報発信できるということが、もうひとつの大きな成果でもあるというように思っています。それで、さらに一番の成果は、どうしても今までは検討部会という少人数の中で、時間もかかりますもので、夜とか合間、合間にやるような形ですので、町民の皆様から動きが見えづらいという部分があったのですが、こういった形で成果が見えてきたということで、こうした人材といますか、起業家が生まれて、育て、つくと、このDMOの取り組みを通じて、こういうような形になったということは、この取り組みを推進する重要性が立証されたといますか、そのように受け止めておまして、新年度以降も、この気運、盛り上がり、さらに、うねりとなって、新しいといますか、次のステップにいけるような、まちづくりに進めていける、そういうようなものになっていければなという思いで、こういった方々の支援を協力できるように、支援できるように、そういった来年度以降の取り組みにしたいというように思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ここで、昼食のため、1時半まで休憩します。

（休憩時刻 12時16分）

（再開時刻 13時30分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

同じく、商工費の関連で伺います。

先ほどお話にありました、まちなかエリアビジョンについてでございますが、このまちなかエリアビジョンについては、どのような位置づけになっているか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

このビジョンにつきましては、まちなか検討部会で検討してきたものですが、近い将来、3、4年後の魅力的なまちなかをイメージして、ビジョンを取りまとめたいというように伺っております。町が歩きたくなるまちなか環境を整備し、まちなかで起業やものづくりにチャレンジしようとする若い人たち、女性の活動を後押しすると、今、ひとつ起業が進んでいるわけですが、それに続く起業家を増やしていきたいと、そういったときの、ひとつの取り組むときの指針として位置づけているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

では、このまちなかエリアビジョンが対象とする範囲は、どの範囲を考えているか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

今回のビジョンにつきましては、中心市街地といっても、前は茶屋場の橋から田子までとか、いろいろな計画等もあったのですが、今回は特にも限定的にJR駅のあたりを中心にということで、現在、役場新庁舎から大橋の新しい橋の木橋、それも資源として活用したいと思っていますので、距離にして半径450メートルくらいのエリアを考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

また、お話の中に、今までの旧遠藤邸の活用の成果のお話がありました。この旧遠藤邸の今後の利活用については、どのように考えているか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

午前中、実績の部分で申し上げました、例えばクラフト市、そういったイベントの開催とか、あるいはルームシェアリングと申しますか、部屋割を共同で使うような、そう

いう若い人たちの集まりとか、あるいは商工会女性部ですと、ひなまつり、現在、そういったものを使っていたいただいている方々がもっと使えるような感じでまとめ、使っていたきながら、今後のことについては、まちなか協議会とか、あるいは商工会とか、関係機関等の意見等も伺いながら、大きな流れは考えていきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

次に、もう1点伺います。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為、庁舎建設事業に関わる債務負担行為について伺います。まず、この債務負担行為の制度概要について伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

債務負担行為の制度概要ということでございますが、これは、自治法の214条の規定によりまして、歳出予算の金額に含まれているものを除いてでございますが、将来にわたって町が債務を負担すると、そういう行為をするものでございます。地方公共団体が債務を負担する行為は、将来にわたっての支出の義務を負うものでありますので、通常、歳入歳出予算と、将来の財政負担と併せて議会の審議をお願いするといいますが、そういう全体の事業として審議をしていただくということにもなるわけですが、そういう中で、全体の事業を明確にするという、そういう内容が、この制度の趣旨でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

では、この制度によります新庁舎建設事業の概要を簡単に、それと、債務負担行為設定の理由はどうなっているのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

新庁舎の建設の事業の概要ということありますが、工期が31年度から34年度までの

4年間で想定しているものであります。そして、総事業費といたしましては40億、予算上は、今回、31年度の当初予算に1,521,000,000円を計上しておりますので、総事業費が4,021,000,000円になるものでありますし、それから、債務負担行為の部分は、この8ページに記載しておりますように、25億になっている内容のものであります。債務負担行為の設定については32年度から順次予算に計上しながら、事業を進めていくという内容になるものであります。

それから、設定に係る理由といたしますか、これにつきましては、新庁舎の建設にあたって、債務負担行為の設定であります。その際に事業費の明確化というのが、まずひとつでありますし、それから、31年度の分については、事業として1,521,000,000円を計上しているわけですが、32年度以降の全体の工事費の担保といたしますか、そういう面での25億の分が出てくるわけですが、その部分の後年度の工事に係る事業の工事費の担保分、それから、財源の、どうしても平準化といたしますか、図っていかなければならない部分もあるわけですので、そういう中での4年間の事業費の平準化も図れるということが、今回の設定としての理由になっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

ページ数は132ページになります。

継続事業でございますが、町道葛巻浦子内線の改良工事でございますが、金額がかなり大きいですし、また、大橋の下の工事ということになっておりますし、移転費の部分もありますが、その内容について説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

町道葛巻浦子内線の金額といたしますか、今回計上した金額が大きいということで、その内容はということと、あとは移転費等の内容ということでございましたので、まず、132ページの方に記載しております大橋下部工工事、①補助事業とありますけれども、これは車道部分を見込んだものでございます。当初は車道のみを考えた橋りょうであったわけでございますけれども、昨年度から木橋にしたいというのが本格化してまいりまして、それを検討してきた結果、133ページの方をお開きいただきますと、②単独事業ということで、大橋下部工の50,000,000円とありますが、こちらは補助事業以外の部分でございます。歩道を木橋に、歩道を木材で造ったものにしたいと、それから、屋根をかけるというようなことも構想に入っております。とりあえずは31年度に、その

橋台、それから、橋脚を造ろうということで進めているものでございます。

それから、用地取得費、物件移転費というようなことでございますけれども、この橋りょうの架設に伴いまして、特に、この浦子内側の方になってくるわけですが、平成30年度の用地買収はすべて終わる予定ではございますけれども、追加買収、その構造的に追加買収が必要になったことを考慮いたしまして、今回計上したものでございます。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

移転の関係について。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

移転の関係でございますけれども、その用地取得費、物件移転補償と両方計上はしておりますけれども、具体的にこの部分が移設になります、取得しなければなりませんというように明確化したものはありませんけれども、いずれ、予想される部分について計上しているものでございまして、用地、それから、立木等の伐採等も、もしかしたら出てくるものではないかということで計上させていただいたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、簡単に言えば橋の基礎に当たるわけですか。そして、さらには、今、一定の部分がありますけれども、これは、現在、人が入っていますか。その部分をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

まず、下部工工事、これは、橋の上部工の土台になる基礎ということになります。それから、物件移転の方の中身ですけども、実際に今年度、物件移転補償、用地補償等を調査いたしまして、今段階では必要ないといえますか、見込んでいない部分ではあるんですけども、この橋りょうを架設した際に、その道路のすり付けの関係で追賠が必要に

なってくるのではないかと見込まれるような土地、そしてまた、その土地の中にある立木ですとか、庭木ですとか、それらを見込んだものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

葛巻でも一番長い橋ではないかなと思います。おそらく50メートル以上になるのではないかと考えていますけども、その部分で、台風10号の際に木がむくれてきて、そのまま橋にぶつかってダムになるというおそれもあります。その柱の部分については、どれくらいの幅で柱を建てられる予定ですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

今のご質問は、橋脚の部分が増水時に支障になってこないかということでございますけれども、これにつきましては、岩手県の方と河川協議をさせていただいておまして、川の水を増水時に流す場合の流量等を計算して、その阻害率だとか、そういうようなものも見込んで、今回、川の真ん中に1本橋脚を建てようというようなことで計画を進めております。上部工の方につきましては、両側に橋台があって、真ん中に橋脚がありますので、2径間と呼んでいるのですけども、2スパンの桁を架けて、そして、ひとつの橋にするというようなことで計画を進めているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

やはり、おそらく、あそこは上外川からの水も多く出てくると思いますし、また、馬淵川の合流地点でもありますので、水の災害が大きく予想されるわけでございますので、その辺はかなり検討しながら進めただけならばなと思っております。

それから、もうひとつですが、161ページの、おそらく体育館の屋根だと思っておりますけども、この屋根のことについては、どのような工事をされるわけですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの社会体育館の屋根の件につきましてのご質問に、お答えいたします。

この屋根の修理でございますが、具体的に、柔剣道場の部分の屋根で、そこから雨漏りがしているところがございまして、そちらの修繕ということで予算計上しているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、全体ということではないのですね。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

そうでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号、平成31年度葛巻町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、進行役を山崎副委員長と交替します。

（司会交替）

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

委員長に替わって司会を務めます、輝くふるさと常任委員会副委員長の山崎です。よろしく願います。

次に、日程第3、議案第3号、平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今年度の国保会計見させてもらいましたけども、だいぶ縮小になっております。これも致し方ないものかなと、そうように感じておりますが、まず、表紙の裏についております加入世帯数、被保険者数を見ても分かる通り、昨年度と比べましても、加入世帯では20世帯の減、被保険者数では90人の減と、このようになっているわけですが、この国保の被保険者、加入世帯、最高時の部分ではどのくらいの加入世帯、あるいは被保険者があったのか、当時と比べて今どのくらい減少しているのか、まず、それから、お聞きいたしたいと思います。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

被保険者数等についてのご質問でございます。

今回の予算の関係では、2,000人を切るというような31年度の状況ということになってございますが、遡りますと、最も被保険者数が多かったのは、昭和35年の16,004人となっております。このときの人口が16,902人となっておりますので、ほぼ90パーセント以上の方が国保に加入をされていたと、そういう時代がございました。それから、平成になりますと、平成元年でございますが、被保険者数は6,875人でございます。このときの人口が11,193人となっておりますので、約5割強くらいの被保険者数、全体に占める割合がそのくらいでございます。それから、平成8年に人口が10,000人を切りまして9,908人になっておりまして、その際は4,823人の被保険者数となっておりますので、約半分を下回るくらいという感じでございます。そのくらい、ずっと減少してきておりまして、今回2,000人を切るというような状況になっておりますが、人口の方が6,000人くらいになりますので、さらに3分の1くらいが国保の加入者というようなことで、人口に対する割合もかなり下がってきている状況でございます。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。ものすごい減少の状況なわけですね。人口よりも激しいことですね、そうしますと。両方とも、加入世帯数も被保険者数も。そういったような中で、金額も、予算額も徐々に減ってきていると思われれます。現に、国保税の対前年度比なんかも

15,000,000円なにかしらの減額のようになっているわけです。そういったような中で、これと同時に減っているのは、同じく、歳出の方では保険給付費が減額になっているわけです。そういったような中で、この保険給付費の関係で、例えば昨年あたり、1件当たり、あるいは1人当たりでもいいのでございますが、最高に国保の保険を給付されている方はどのくらいくらいの最高額の費用がかかっているのか、お調べであったら願いたいと思います。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

まず、国保がどんどん縮小してきておまして、それに併せて歳入歳出も減になっているという状況、ご質問のとおりでございます。先ほどもお話申し上げましたが、昭和35年は、ほぼ9割以上の方が国保加入ということで、主に1次産業の方、2次産業の方も含め、ほとんど国保だったということでございますが、現在は3分の2の方は社会保険ないしは共済とか、そういったもの等に加わっているということでございまして、逆に言えば、国保よりは社会保険に加わっていただくということの方が、町としての負担とか、いろいろな部分、あるいは給付の内容的なものとか、いろいろな部分等も考え合わせますと、なるべく国保の方は少なくなっていて、違う保険の方から給付を受ける、そういう形が、ある意味では望ましいのかなというようにも考えておりますので、規模が小さくなること、イコール、マイナスということだけではなくて、プラスの面もあるのかなというようにも大きくは捉えているところでございます。

そういった中でございますが、先ほどご質問いただきました、1件当たり、1人当たりのという部分については、ちょっと前年度分等を整理したという部分はしておらない状況もございまして、今年度の部分等で記憶の範囲でということにもなりますが、高額医療費の関係ですと、少ない月ですと1,000,000円を超えるような給付費の方が2、3人、多い月で5、6人という、1,000,000円を超える方々が、それくらいございます。今年度だと5,000,000円、レセプト1件、1カ月分ということになりますが、5,000,000円を超える方が1回ありまして、それは心疾患の関係が一番お金がかかると思いますか、そういう感じですが、あとは3,000,000円台の方も1回くらいあったかと思いますが、あとは1,000,000円か2,000,000円というような、大きいところでは、そういったような医療費が生じているということではございますが、これも年々少なめになってきているという状況ではございます。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保の場合は、どちらかと言えば、国保税の値上げの部分、あるいは現状維持になる

のか、そういうようなのが注目されるわけでございますけども、一旦重い病気などにかかって、病院費が保険給付費でこのように措置されますと、やはり国保の有り難さというようなことも、今、やはり何百万、3,000,000円、5,000,000円もかかる、そういったような視点からいきますと、国保がなければ病院に掛かれない、皆保険制度ですけれども、でも、国保もそういうような役割を果たしているというようなことも、ぜひ町民の皆さんに、国保の被保険者の皆さん、町民全体でもよろしいわけですけども、そういうようなことも分かっていただいて、協力体制をとることが私は必要だと思っておりますので、ぜひ、そのような広報も忘れないように、よろしくご配慮いただければと、このように思っております。

それから、また、ページは10ページでございますが、保険財政の自立対策費、昨年度まで30,000,000円の自立対策費、国保の一般会計からの応援費というような形かと思っておりますが、今年度の予算書では25,000,000円というようなことになっております。こういったようなことも、先ほど申し上げたような、この加入者数の減少とか、あるいは保険給付費もだいぶ、50,000,000円以上減額になっていますね。こういったようなのが影響しているのかなど、そういったようなことで、今年度は5,000,000円ほど繰り入れが少なくなっているのかなど思うのですが、25,000,000円で31年度の国保会計が運営できるのかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

先般の補正予算の審議の際にも少し申し上げましたが、31、30年度の給付等の国保の状況ということでございますが、今、あと1カ月分支払いが残っている状況でございますが、そういった中で、今年度は前年度と比べまして全体で90,000,000円くらい医療給付費が、あと1回分が前年並だったと仮定すると90,000,000円くらい減額になる予定でございまして、予算と比較しても110,000,000円くらい給付費が下がるという30年度の見込みでございまして。そういった中で、50,000,000円、基金の方が残高があるという状況もある中で、31年度は50,000,000円減の予算となっておりますので、こういった傾向が今後も続くと仮定しますと、かなり見通しとしては、ここ何年間のところ、過去3年、4年ずっと減額してきておりますので、それに応じた納付金等も割り当ての計算にもなってきますので、そういった面では何年かは、そういう状況の中で推移をしていくという中では、一般会計からの今回の金額も、そういった中では、ちょうど適切なものかなというように考えているところでございまして。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

このように予算規模が縮小になっていく国保会計かと思っておりますが、例えば何かの計画で国保の、先ほど申し上げた加入世帯数とか被保険者数の計画的な増減の見通しみたいなのは何かで示しているのでしょうか。この動向によって、この予算規模、あるいは保険給付費等についても増減が変わってくるのではないかなと思いますけども、そういったような計画、人口ですと人口推計みたいなのがありますよね。そういったような国保被保険者の推計みたいな、計画みたいなのが制定になっているのかどうか、それから、今後の縮小する国保の会計の運営見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

町として、計画という形の中できちんと、そういった部分を見通したものを作成するというところまでは至っておりませんが、過去5年、6年、7年、状況を見た場合に、被保険者数の減少は、ほぼ4パーセントから5パーセントという中で動いて、ずっと動いておりますし、ほぼ人口に比例したような形の中での減少ということになっているのでございます。そのほか、国のいろいろな制度の関係で、これまでは社会保険に加入するか国保にという部分が、零細な事業者、雇用者数の少ない事業、10人以下とか、そういったところについては選んでというか、雇用はしているのだけど、まだ国保のままとかというようなケースもかなりあったわけですが、国がその辺の制度を厳しく適正に運用するというようなことの中で、雇用者があるような方々は、もう、ほとんど社会保険に移行せざるを得ないという状況になっておりますし、さらにパートについても、何十時間までの人は、もう社会保険ですと、今もまた、さらに、その時間数を短く、24時間くらいまで下げるとかというような案等も出ているようですが、そういったことで、国の方針そのものが国保から社会保険の方だという、その分、国の負担も減るということもあるかもしれませんが、そういう流れの中にございますので、そういったものとの関連等も見ながら、今後、被保険者数は今までと同じような傾向でしばらくは、5年くらいは続いていくのではないかなというようには考えているところでございます。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

ただいまは給付費が減って一般会計からの繰り入れも減っていると、ここ数年はというお話でありました。財調基金には30年度の補正などにより、いわゆる50,000,000円になったわけですが、そこで、国保税の引き下げというようなことは考えておられないのか、お伺いをします。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

国保会計の財政調整基金に今回の3月の補正等々によりまして、50,000,000円基金に積み立てができる状況になっていることに伴って、税の見直しをする考えがないかということですが、今回の50,000,000円を積み立てできた要因ですが、これは、これまでも国保財政の健全化といいますか、基盤の強化という観点から、一般会計から繰り入れをしてきたものであります。そして、今回も25,000,000円、31年度25,000,000円の繰り入れを計上しながら、ご審議をいただいているところでありますが、そうした中に、この一般会計からの繰り入れをしながら、今回、そういう保険財政における剰余金が生じていることの要因というのは、国保財政の運営の中での要因ということではなくて、基準外の繰り入れをしてきていることによつての要因等がここにあると、このように認識しておるところであります。

現在の当町への保険税の賦課水準であります。今、広域化になりましてから、今年度といいますか、31年度負担すべき額が示されているわけですが、それは183,000,000円ほどでございます。今回の保険税として、6ページにもございますが、収入としてみるのが168,000,000円ほどでありますから、そこに約25,000,000円の差があるわけがあります。いわゆる県が標準的に葛巻の保険税の賦課といいますか、それを試算しているわけですが、それとの実際の差が25,000,000円ほど、ここにあるということが結果として今回の25,000,000円を一般会計から繰り入れるということになっている内容なものであります。したがって、基準外その額の解消といいますか、これらが、ひとつの、今後、税を軽減していくという際には、そういうところの関係をしっかりと見極めながら進めていかなければならないと、このように思っておりますし、現段階では、そうした中では保険税の引き下げということにはならない状況の内容であるということをご理解いただきたいと、このように思います。

それから、今後であります。保険給付費もここ数年減少傾向にあるわけですので、こうした状況等も勘案しながら、今後の保険財政の状況を見極めながら、そういう時点では判断をしていく時期もあろうかと思っておりますが、現段階では、そういう段階ではないということをご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号、平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号、平成31年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号、平成31年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号、平成31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号、平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、病院会計の1ページの第2条の業務の予定量での計上でございますが、この病床数に対しての患者数、これで、だいぶ経営状態が分かってくるような感じがしますが、予算としての計上は、一般病床の入院患者数で36人というようなことになっているのですが、この間の3号補正では実績見込みで24人と、こういうようになっています。それから、介護療養の病床数では、ここでは6人となっておりますが、前年度は16になっていますよね。補正では8人なのですが、それから、外来患者数では、今年は136になっていますが、前年度は150人、補正では127人の実績補正になっているわけです。ここの部分が収益的な会計、経費、両方に関わってくるものと思っておりますが、この計上でいけるのかどうか、自信を持って、このように本年度は入院患者数が36人キープできますよ、それから、介護療養の方では6人、136人、このようにいくでしょうか。まず、その見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

患者数についての質問でございましたが、お答えを申し上げます。

一般病床ですが、42床あるわけでございますが、明細の方でも書いてございますが、一般病床のうち地域包括ケア病床を14床設定したいということでございまして、14床のうち12人でみるものでございます。それから、そうしますと、42床でございますので、14床を引くと、28床が一般病床ということになるものでございます。そうしますと、28床のうち24人ということで、この一般につきましては85パーセントくらいでみるものでございます。地域包括ケア病床の方は、今、一般に入っている方々をこちらに移動をするということを想定しておりますので、こちらの方は、ほぼ目標に近い達成ができるのではないかとお考えですが、一般病床の方24人をクリアできるかが、今後の病院経営にとっては重要な部分ということをお考えしているものでございます。

入院患者の確保につきましては、1月以降、地域連携室を設定いたしまして、各病院からの受け入れにつきまして一元化しますというような通知を各病院に、今、県内の各病院に出したところでございますが、先般も、それを受けて、新たに葛巻病院以外のところに行こうとしていた患者さんが葛巻病院に戻ってきたという事例もございますので、そういった効果を踏まえて、病院としては、全体で、この一般病床の方の入院患者の、具体的に言えば、ここの葛巻病院から出て行った方々が戻ってきていただけるような、そういった取り組みを進めてまいりたいというように思っているところでございます。なお、入院のうち介護の方につきましては、看護基準6対1ということになりますので、6人で運用していきたいということでございます。

それから、外来患者数につきましては、昨年度の目標は120人ということでしたが、それよりは落ちておりますけれども、実績に比べたらどうなのだというところでございます。これにつきましては、病院としての目標数値でもございますので、ここの患者数につきましては、入院、外来とも、病院として一丸として取り組んでいくという姿勢を見せながらの目標数値でもあるということで、ご理解いただければと思います。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この数値については、これを目標に頑張りたいというようなお話ですね。ぜひ補正で減額にならないような、そういうようなシステムでやっていただきたいなど、といたしますのは、次の関わりがあるわけですが、例えば、この予算の中で、今、一般会計からの繰入金75,000,000円ほど計上になっているわけです。先ほどもお話ありましたとおり、こちらの方の経営状況が芳しくなければ、この部分が、また上がったり下がったりするのかなというような影響もございますので、業務の予定量については、このように、しっかり目標値、そして、病院職員の皆さんも共通認識で、このように頑張ってもらい、そして、減額にならないような、やはり対応をつくらなければダメだろうなど、このように思っております。そういったような雰囲気をつくっておかなければ、一般会計からの私は繰り出しも、なかなか容易ならざるものがあるのではないのかなと思います。そういったような考え方で、あえて、ここを聞かせていただきました。

あと、この一般会計からの経営支援金というような感じかと思っておりますが、今年度も75,000,000円、これがなければ、また赤字が増えるだけというようなことになりますけれども、経営状況等の動向、この収支のバランス、どのような感じで頑張っていくのか、その決意を述べていただきたいと思います。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

病院の会計に対する一般会計の繰入金ということで、経営安定化対策ということで、これまで50,000,000円の繰り入れをしていただいて、新病院の開院に向けてきたと、新病院になってから新たな経費とか、いろいろありましたので、75,000,000円を29年度は入れていただいて、30年度入れて、さらに今後も75,000,000円を維持していければというような中身でございます。

病院の予算につきましては、31年度は収支が同じような内容でございますが、多くかかる部分とすれば、減価償却費等が多くなってきておりますので、現金が伴わない支出も多くなってきているということになります。そういった中で、現金の残高が減らない、キャッシュが減らない、キャッシュフローが改善されるように、どうしても頑張っていかなければならないということだと思っております。それも、入院、患者数の動向によって左右される部分がありますので、そういったところを含めて、より良い病院経営になるように、患者数の確保、住民サービスの提供等に努めてまいりたいというように思っております。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。現在、病院の方でも、医師数等についても、他病院と比べれば、まず、充足もしっかりしております。それから、もちろん新しい病院で、あのような良い環境にあるわけですので、今、この経営状態がおかしくなっているのでは大変なことになりますから、ぜひ病院一丸となって、こういったような、すべての病院経営、十分認識されまして、ぜひ良い病院を継続するように、そして、住民の方々が安心して掛かれるような病院づくりに励んでもらいたいと、私の意見です。以上です。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第6号、平成31年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

江川地区の水道工事が完成というようなことになりまして、そういったようなことで、今まで漏水などがたくさんあったと思いますが、この予算にどのような形で反映されているのか、お知らせください。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

質問の内容でございますけれども、江川水道事業が終わって、どのように反映されているかというような質問と捉えておりますけれども、これまで江川地区といいますか、葛巻全域で漏水箇所が頻繁に発生しているわけでございますけれども、この江川地区のみを考えてみますと、有収率といいますか、これが着実に上がっている状況でございます。着工前の有収率といいますか、45パーセントくらいだったように記憶しておりますけれども、これが、現在58パーセント程度まで上がってきております。一部まだ完成していない部分もございますので、今、明確な数字が出ていないわけでございますけれども、すべて完成すると、江川地区の有収率といいますか、これは60パーセントは超えてくるのではないかなというように見込んでおります。60パーセントといいますか、今、工事で止めているような配水池もございまして、そこまで上がってくるというようなことを言いましたけれども、全体で、すべてが完成すると、それどころではなく有収率は上がってくるものというように考えております。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。まだ完全に把握はしていないようでございますけれども、企業会計ですので、その辺の、やはり、きちっとした計算も頭に入れながら、この工事をやっていかなければ、費用対効果が全く分からないわけですので、そういうような部分についても、ぜひ経営状況を向上させるためには、そういうようなことも必要ではないのかなと、このように思う視点から、ここをお聞きさせていただきました。

あとは、江川地区の水道が終わりまして、次の修繕、改修すべき高順位になっている水道はどちらに、あと、それは何年頃から移行できるのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいのまご質問にお答えをいたします。

江川地区が終わって、次の整備箇所はというようなご質問と捉えておりますけれども、12月の議会の際にも、その水道のことが質問があったと記憶しておりますけれども、その際に、やはり同じような質問がございました。そのとき答えた内容といたしましては、平成31年度に未整備地区の調査をしっかりと行って、その次の整備箇所を特定させるというようなことで、今現在データ等を見ておりますと、給水戸数が多くて、老朽化が著しく、年数が経っていると、老朽が著しいというところは馬淵川配水ということで、田代に配水池がございまして、それから田部方面に供給している箇所でございますけれども、こちらの方に、整備としては入っていかなければならないのかなというように考えているものでございます。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、この給水戸数などを勘案した上で馬淵川方面なのかなというような今のお話ですね。これが、例えば、この工事着工、馬淵川の田部方面の方々、大変待っているといます。現在も、こちらの馬淵川の方は漏水などがたくさんあるのですか。それから、それに伴っての実際に工事着工するのは、大体、目途はついておりますか、お知らせください。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

田部方面の水道の漏水の頻度でございますけれども、1カ月に1回と言ってもいいくらいの漏水がございまして、ただ、どこに、その配水管が埋まっているかというような明確な図面があればいいわけでございますけれども、この図面がないということで、常に漏水しているような箇所もあるようでございまして、これにつきましては補修作業員、それから、職員が休みの深夜などを利用いたしまして、特定の方に努めているような対策も行っているわけでございますけれども、これから、ますます、そういうような頻度が

高まっていくのかなというようなことで心配をしております。ただ、いつの頃から着工できるかということにつきましては、まだ、この場では明確にできないというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その配水管の図面がないというようなお話を初めて聞いたわけですが、普通は、こういったようなものが保管していなければならない図面ですよ。そういったような管理のずさんさも私はあるのではないかなど、このように今聞いて分かりました。基本的なものですよね。そこから、その水道使用料をいただいて、やっているところに、そういうように、どこが壊れた、漏水しているか、そういうような場合でも分からないまま出向くことになるのではないですか。そういったような図面がないというような形だけで済む問題ではないと思っております。そういったようなことも嚴重に注意をしていただきたいなと思っておりますし、また、田部方面、この人口減少率も大変激しいですよ。この費用対効果についても十分考慮の上、各世帯が、それでも早く改修になるような工夫が必要だと思っておりますけども、これまで、ずっと改修工事をやってきた、通常だけの改修工事ではなくて、何か改修工事に係る軽減策、それから、費用対効果も考えてやった場合には、何か良い方法があれば、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

図面のお話が出ましたけれども、例えば、ここ4、5年のうちに、その整備が終わっていれば、完全にその図面というのは出てくるわけですが、あちらの方の整備が終わってから四十数年が経過しているというように伺っております。当時でございましたので、ポンチ絵程度の図面を書いたものかどうか分かりませんが、そういうようなものが全く残っていないということで、現在は漏水箇所を特定したら、ここに、こういうような配水管が埋まっているのだなということで、書き留めて、簡単な図面ではあるわけですが、図面化させていただいている状況でございます。

それから、費用対効果のお話がありましたけれども、これは、江川簡水、江川水道事業の方で、例えばの話で申し上げて申し訳ないのですが、今、配水池が6カ所だったか7カ所あるわけですが、この江川簡水の整備が終わったとすると、上流部の方からの送り出しというのが可能になったり、途中の配水池を止めるというようなことの方法も可能性として出てまいります。ひとつの配水池を止めるということになりますと、その動力費だとか、そういうようなものが軽減されるということにもつながってまいりますので、そういうようなことも今後考えて軽減策を図ってまいりたいと

思います。できれば、本当は大きな配水池がひとつ、どんとあればいいわけですが、これを整備するというと、また費用がかかってくる話でございますので、まずは、できるところから、そういうようなことを考えてまいりたいと思います。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、馬淵川というようにお話でございますので、馬淵川流域の方々、大変、早く改修してほしいという要望は強いと思います。一刻も早く研究されまして工事着工になるよう期待しております。以上です。

輝くふるさと常任副委員長（山崎邦廣君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで、輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でした。

（閉会時刻 14時37分）